



9 あらかじめ荷送人等から通知された場所、又は当社が当該貨物の引渡について指定した場所及び時間における価額によつてこれを定める。  
10 前項の場合において、あらかじめ荷送人等から通知された場所、又は当社が当該貨物の引渡について指定した場所及び時間における価額が明確でない場合においては、当該価額は、第五条第一項の規定により荷送人が通知した価額であるものと推定する。  
11 貨物の滅失又は損傷のため荷主が支払うことを要しない運賃等は、前二項の賠償額から控除する。  
12 貨物の延着の損害について当社が賠償責任を負う場合においては、当該賠償額は、運賃等の総額を限度とする。

9 当社が、前四項の規定にかかわらず、当社又は運送人等の悪意又は重大な過失によつて貨物が滅失、損傷又は延着した場合においては、一切の損害の賠償の責めに任ずる。

24 (荷送人等が輸送機器に詰められた貨物)  
24 当社が受け取った貨物が荷送人等によつて輸送機器にその中身が詰められたものである場合には、当社又は運送人等に悪意又は過失がある限り、中身の状態及び明細について、当社は一切の責めに任じない。  
25 荷送人等は、輸送機器の中身の積付け並びにその閉扉及び封印が確実に適切であること並びに輸送機器及びその中身がこの約款の条項に従った取扱い及び運送に適していることを保証するものとする。  
3 前項の場合において、荷送人等が保証した事項が事実と異なる場合には、当社は、当該違反から生じる貨物の滅失、損傷等に対して賠償の責めに任じない。

25 (荷主等の賠償責任)  
25 この約款に規定するもののほか、荷送人等又は荷受人が、その悪意若しくは過失により、又は法令若しくはこの約款を守らなかつたことにより当社又は運送人等に当該損害を与えた場合においては、荷送人等又は荷受人は、当社に対し、当該損害の賠償の責めに任ずることとする。  
26 (免責)  
26 当社は、内乱、テロ、暴動、同盟罷業、その他の不可抗力によつて生じた損害については、賠償の責めに任じない。但し、荒天遭遇は不可抗力とはみなさない。

27 (除斥期間)  
27 貨物の滅失、損傷又は延着に対する当社の責任は、貨物の引渡がされた日(貨物の全部が滅失した場合にあっては、あらかじめ当社が引渡を予定した日をいう。)から一年以内に裁判上の請求がなされないときは消滅する。  
2 前項の期間は、貨物の滅失、損傷又は延着による損害が発生した後に限り、合意により、延長することができる。  
3 荷送人が第三者から委託を受けた運送の一部又は全部を当社が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当社の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなす。

## 第五章 附帯業務等

28 (附帯業務)  
28 当社が貨物利用運送事業に附帯して行う貨物の荷造り、保管、仕分、代金の取立て及び立替えその他の通常貨物利用運送事業に附帯する業務を引き受けた場合の料金は、当社が別に定める料金表による。

29 (付保)  
29 利用運送の申込みの際し、当社の申出により荷送人が承諾したときは、当社は、荷送人の署名又は記名捺印のうえ、荷送人の費用によつて運送保険の締結を引き受ける。

30 (附帯業務についての責任)  
30 当社が貨物利用運送事業に附帯する業務を引き受けた場合における当社の責任については、第四章の規定を準用する。

## 第六章 雑則

31 (保管)  
31 荷主は、荷主の都合により当社による貨物の受取前又は引渡後に、当社が指定した埠頭、オ一ブンヤード、上屋、コンテナヤード等に貨物を保管する場合は、当社の承諾を得なければならぬ。

32 (便乗者)  
32 前項の規定による貨物の保管については、当該保管に係る契約の定めによることとする。

33 (便乗者)  
33 当社は、使用船舶の輸送能力の範囲内において便乗者の乗船申込みに応じることとし、便乗者は、荷送人の費用において乗船することとする。

34 (共同海損)  
34 便乗者は、使用船舶への乗車へあたり、当該船舶運航事業者の定める約款の規定又は当該貨物自動車運送事業者の定めに従うものとする。

35 (共同海損)  
35 共同海損は、千九百九十四年のヨーク・アントワープ規則の規定に従つて処理する。

36 (不法行為責任)  
36 当社は、荷主が貨物に関する当社又は運送人等の不法行為による損害賠償を当社に対し請求した場合においても、この約款の規定を援用することができる。

37 (免責の援用)  
37 当社の使用人又は運送人等は、荷主に対し、この約款における免責に関する規定を援用することができる。

## (仲裁等)

38 当社及び荷主は、この約款に基づく争いについて仲裁に付する旨の合意がある場合においては、当社が指定する公益法人又は一般社団法人等に仲裁を付し、仲裁人の判断に従うこととする。仲裁人の選任、仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、当該公益法人又は一般社団法人等の定めるところによる。

2 前項の合意がない場合において訴訟が生じたときは、第一審の裁判権は、当社の主たる営業所を管轄する裁判所に属することとする。